

平成16事業年度における
財務諸表及び決算報告書に関する監事意見書

私たち監事は、独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの平成16事業年度における財務諸表及び決算報告書について監査を実施した。その結果に関する私たち監事の意見は次のとおりである。

- (1) 会計監査人 新日本監査法人から会計監査に関する報告及び説明を受け、改めて財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書。以下、「財務諸表」という。）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書につき検討を加えた結果、会計監査人の行った監査の方法及びその結果は相当と認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、独立行政法人会計基準及び同注解に準拠して作成されており、機構の平成17年3月31日現在の財政状態並びに平成16事業年度の運営状況、キャッシュ・フロー状況及び行政サービス実施コスト状況を適正に表示しているものと認める。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、機構の平成16事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認める。
- (5) 決算報告書は、機構の予算区分に従って平成16事業年度の決算の状況を正しく表示しているものと認める。

平成17年6月29日

独立行政法人 日本学生支援機構

監事 安江國浩
監事 中野陽一